

変更点一覧

三河湾ネットワーク 放送

ひまわりネットワーク株式会社 光放送サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内[スマイル光]での業務約款）

現行	改正																																						
ひまわりネットワーク株式会社 光 放送サービス契約約款 (三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内[スマイル光]での業務約款)	ひまわりネットワーク株式会社 <u>放送サービス</u> 契約約款 (三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内[スマイル光/ <u>三河湾ひかり/同軸(HFC)サービス</u>] での業務約款)																																						
第1章 総則 (加入の条件) 第3条 会社のデジタル放送サービスを受ける場合、三河湾ネットワーク株式会社 に加入している ことを条件といたします。	第1章 総則 (加入の条件) 第3条 会社のデジタル放送サービスを受ける場合、三河湾ネットワーク株式会社 を <u>経由して加入契約する</u> ことを条件といたします。																																						
(用語の定義) 第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	(用語の定義) 第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 引込設備</td> <td>加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点(タロージャ)から加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器</td> </tr> <tr> <td>9 宅内設備</td> <td>加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機</td> </tr> <tr> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 デジタル放送サービス</td> <td>会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ会社が貸与するデジタルホームターミナルを利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス</td> </tr> <tr> <td>13 デジタルホームターミナル</td> <td>会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター</td> </tr> <tr> <td>14 接続者</td> <td>会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	8 引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点(タロージャ)から加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器	9 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機	< 追 加 >		< 追 加 >		< 追 加 >		12 デジタル放送サービス	会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ会社が貸与するデジタルホームターミナルを利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス	13 デジタルホームターミナル	会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター	14 接続者	会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 引込設備</td> <td>加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から<u>契約対象物件の棟内ノード</u>または加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器</td> </tr> <tr> <td>9 宅内設備</td> <td>加入者が放送サービスを受信する為、<u>契約対象物件の棟内ノード</u>または加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機</td> </tr> <tr> <td>11 <u>光通信端末</u></td> <td><u>会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置(D-O-N-U)</u></td> </tr> <tr> <td>12 <u>無線通信端末(親機)</u></td> <td><u>会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置(無線LAN親機)</u></td> </tr> <tr> <td>13 <u>無線通信端末(子機)</u></td> <td><u>会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置(無線LAN子機)</u></td> </tr> <tr> <td>15 <u>同時再放送</u></td> <td><u>放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送</u></td> </tr> <tr> <td>16 デジタル放送サービス</td> <td>会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ<u>会社</u>のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス</td> </tr> <tr> <td>17 デジタルホームターミナル</td> <td>会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、<u>録画機能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルもある</u></td> </tr> <tr> <td>18 接続者</td> <td><u>三河湾ネットワーク株式会社</u>の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	8 引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から <u>契約対象物件の棟内ノード</u> または加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器	9 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、 <u>契約対象物件の棟内ノード</u> または加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機	11 <u>光通信端末</u>	<u>会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置(D-O-N-U)</u>	12 <u>無線通信端末(親機)</u>	<u>会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置(無線LAN親機)</u>	13 <u>無線通信端末(子機)</u>	<u>会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置(無線LAN子機)</u>	15 <u>同時再放送</u>	<u>放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送</u>	16 デジタル放送サービス	会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ <u>会社</u> のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス	17 デジタルホームターミナル	会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、 <u>録画機能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルもある</u>	18 接続者	<u>三河湾ネットワーク株式会社</u> の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
用語	用語の意味																																						
8 引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点(タロージャ)から加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器																																						
9 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機																																						
< 追 加 >																																							
< 追 加 >																																							
< 追 加 >																																							
12 デジタル放送サービス	会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ会社が貸与するデジタルホームターミナルを利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス																																						
13 デジタルホームターミナル	会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター																																						
14 接続者	会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者																																						
用語	用語の意味																																						
8 引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から <u>契約対象物件の棟内ノード</u> または加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器																																						
9 宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、 <u>契約対象物件の棟内ノード</u> または加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機																																						
11 <u>光通信端末</u>	<u>会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置(D-O-N-U)</u>																																						
12 <u>無線通信端末(親機)</u>	<u>会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置(無線LAN親機)</u>																																						
13 <u>無線通信端末(子機)</u>	<u>会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置(無線LAN子機)</u>																																						
15 <u>同時再放送</u>	<u>放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送</u>																																						
16 デジタル放送サービス	会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ <u>会社</u> のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス																																						
17 デジタルホームターミナル	会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、 <u>録画機能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルもある</u>																																						
18 接続者	<u>三河湾ネットワーク株式会社</u> の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者																																						
第2章 加入契約 (加入者の単位) 第5条 2 世帯又は企業ごとに加入契約を締結するものとします。 3 会社は、 放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面(以下「契約書面」といいます)を作成し、加入者に交付するものとします。 4 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。	第2章 加入契約 (加入者の単位) 第5条 2 世帯又は 各 <u>各</u> 企業ごとに加入契約を締結するものとします。 <u>< 削 除 ></u> <u>< 削 除 ></u>																																						
(加入申込の承諾) 第7条 (2) 加入申込について、引込設備の設置又は保守することが著しく多額な費用を要する場合。 (5) 加入者が、 <u>当社</u> の提供するデジタル放送サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用するを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合。 <u>< 追 加 ></u>	(加入申込の承諾) 第7条 (2) 加入申込について、引込設備の設置又は保守することが著しく多額 <u>の</u> 費用を要する場合。 (5) 加入者が、 <u>会社</u> の提供するデジタル放送サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用するを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合。 <u>3 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面(以下「契約書面」といいます)を作成し、加入者に交付するものとします。</u>																																						

< 追加 >

第3章 放送サービスの内容
(デジタル放送サービスの種類)
第11条

- (1) 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、デジタル放送サービス基本利用料金の範囲内で行うデジタル放送サービス（以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます）で、「光ハッピー」「光劇スポ」「光レギュラー」の3とおりのコース。
- (6) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス。（以下「新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録」といいます） ※ → (7) へ
- (7) 基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を同時に再送信するサービス。 ※ → (9) へ

< 追加 >

- (8) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料によるケーブルプラス STB2 により提供されるサービス。（以下「ケーブルプラス STB2」といいます） ※ → (6) へ

< 追加 >

< 追加 >

(デジタルベーシックチャンネルの利用)

- 第12条 デジタルベーシックチャンネルの「光ハッピー」「光劇スポ」「光レギュラー」を同時に利用することはできません。
- 2 「光ハッピー」「光劇スポ」「光レギュラー」のコース変更手続に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

< 追加 >

< 追加 >

< 追加 >

(最低利用期間)

- 第13条 デジタルベーシックチャンネルの「光ハッピー」「光劇スポ」「光レギュラー」は、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。
- 2 デジタルベーシックチャンネルは、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです。

- (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合

< 追加 >

利用期間（満3年）	
	(略)

- (2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合

スマイル光パック1ギガトリプル、光スマートCSパックの最低利用期間は、ご利用料金が満額請求となる月から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解約若しくは解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。

- 4 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

第3章 放送サービスの内容
(デジタル放送サービスの種類)
第11条

- (1) 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、デジタル放送サービス基本利用料金の範囲内で行うデジタル放送サービス（以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます）
- (6) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料によるケーブルプラス STB2 により提供されるサービス。（以下「ケーブルプラス STB2」といいます）
- (7) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス。（以下「新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録」といいます）
- (8) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料による放送サービス。但し、WOWOWの有料放送は含みません。（以下「デジタルペイチャンネル」といいます）
- (9) 基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を同時に再送信するサービス。
- (10) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料による映像配信サービス。（以下「IP-VOD」といいます）
- (11) 地上デジタルテレビジョン放送、BS放送、ラジオ放送（FM及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び会社による自主放送サービス。（以下「地デジ・BSチャンネル」といいます）

(デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルの利用)

- 第12条 複数のデジタルベーシックチャンネルを同時に利用することはできません。
- 2 コース変更手続に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。
- 3 加入者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録又はブルーレイ搭載楽録のみを利用することはできません。
- 4 会社は、楽録又はブルーレイ搭載楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。楽録又はブルーレイ搭載楽録契約の解約又は解除により楽録又はブルーレイ搭載楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去に要する費用は、加入者の負担となります。
- 5 エリアや物件により加入できるデジタルベーシックチャンネルが異なります。

(最低利用期間)

- 第13条 デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルは、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。
- 2 デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルは、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです。

- (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合

解除料

利用期間（満3年）	
	(略)

- (2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合

最低利用期間及び解除料は、料金表に定めるところによります。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。

<p>(楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録の)</p> <p>第14条 接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録又はブルーレイ搭載楽録のみを利用することはできません。</p> <p>2 <u>会社は、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録契約の解約又は解除により楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとし、この場合の設置や撤去等に要する費用は加入者の負担となります。</u></p> <p>3 <u>会社は、新4K放送対応STB利用者には、楽録又はブルーレイ搭載楽録に追加して新4K放送対応STBを設置します。録画機能を持たないデジタルホームターミナルにおいては、新4K放送対応STBに替えて設置します。新4K放送対応STBの解約により新4K放送対応STB加入契約が終了する場合は、新4K放送対応STBを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナル又は楽録又はブルーレイ搭載楽録に替えるものとし、この場合の設置や撤去に要する費用は加入者の負担となります。</u></p> <p>4 楽録又は新4K放送対応楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 新4K放送対応楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。</p> <p>7 前3項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料の合計額をお支払いいただきます。</p>	<p>(デジタル放送サービスの変更)</p> <p>第14条 加入者は、当社が提供するデジタル放送サービスを変更することができます。</p> <p>2 <u>デジタル放送サービスの変更手続きに要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。</u></p> <p>3 <u>デジタルホームターミナルの設置や撤去に要する費用は、加入者の負担となります。</u></p> <p>4 楽録又は新4K放送対応楽録は、<u>デジタル放送サービス月額基本利用料金に楽録利用料金を含まないコースに加入している場合、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。また、楽録又は新4K放送対応楽録を2台以上利用している場合、2台目以降のサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>< 削 除 ></u></p> <p>6 前4項及び5項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金の合計額をお支払いいただきます。</p>
<p>(ケーブルプラスSTB2の利用)</p> <p>第15条 <u>ケーブルプラス STB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。</u></p>	<p>(IP-VODの利用)</p> <p>第15条 <u>IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「milplus (みるプラス)」加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。</u></p>
<p>(IP-VODの利用)</p> <p>第16条 <u>IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「milplus (みるプラス)」加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。</u></p>	<p>(ケーブルプラスSTB2の利用)</p> <p>第16条 <u>ケーブルプラス STB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。</u></p>
<p>(デジタルペイチャンネルの利用)</p> <p>第17条 <u>接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、デジタルペイチャンネルのみを利用することはできません。</u></p> <p><u>< 追 加 ></u></p>	<p>(デジタルペイチャンネルの利用)</p> <p>第17条 <u>デジタルペイチャンネルは、デジタルベーシックチャンネルのご契約が必要です。</u></p> <p>4 <u>エリアや物件により加入できるデジタルペイチャンネルが異なります。</u></p>
<p>第4章 放送サービスの休止等 (デジタル放送サービス利用の休止)</p> <p>第19条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出てデジタル放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。</p> <p>2 <u>休止期間中のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネル利用料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月まで無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、料金表に規定する金額をお支払いいただきます</u></p> <p>3 <u>休止した日の属する月及び再開した日の属する月のデジタル放送サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>第4章 放送サービスの休止等 (デジタル放送サービス利用の休止、再開)</p> <p>第19条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て、<u>第11条(デジタル放送サービスの種類)に定めるデジタル放送サービス(第8号、9号、10号を除く)</u>の利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。</p> <p>2 休止期間の料金は、料金表に規定する金額とし、<u>休止した日の属する月及び再開した日の属する月のデジタル放送サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。</u></p> <p><u>< 削 除 ></u> (※旧2項と旧3項を統合し、新2項へ記載)</p> <p>3 (略)</p>

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとし、この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとし、また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとし、この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとし、また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとし、代金相当額の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(解約)
第43条
＜追加＞

(解約)
第43条
2 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

＜新設＞

(視聴情報の収集)
第48条 会社は、第47条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、視聴情報を収集できるものとし、
2 会社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとし、
3 番組の視聴動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとし、

付則

付則
この約款は、2024年12月1日より施行します。

＜新設＞

料金表(個人契約)
通則
(料金表の適用)
1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。

＜新設＞

(料金等の変更)
2 当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(1) 加入契約料金及び利用料金	
加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 5,000円(税込5,500円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2台目以降の加入契約料金は、無料 ＜追加＞
利用料金	①デジタル放送サービス月額基本利用料金 5) 光レギュラー+4Kスポーツ 4,400円(税込4,840円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末(子機)、及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S-TB利用料金は含まれません) ※上記サービスは2023年12月22日に新規申込・プラン変更受付を終了しました。 また2024年3月31日を以ってサービス提供を終了しました。 6) 光劇スポ+4Kスポーツ 4,400円(税込4,840円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末(子機)、及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S-TB利用料金は含まれません) ※上記サービスは2023年12月22日に新規申込・プラン変更受付を終了しました。 また2024年3月31日を以ってサービス提供を終了しました。 7) 光ハッピー+4Kスポーツ 5,200円(税込5,720円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末(子機)、及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S-TB利用料金は含まれません) ※上記サービスは2023年12月22日に新規申込・プラン変更受付を終了しました。 また2024年3月31日を以ってサービス提供を終了しました。 ＜追加＞ ＜追加＞

(1) 加入契約料金及び利用料金	
加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 30,000円(税込33,000円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2台目以降の加入契約料金は、無料 ※2016年9月30日を以ってHFCサービスの新規受付を終了しております。
利用料金	①デジタル放送サービス月額基本利用料金 ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ 5) ひかりレギュラー 3,800円(税込4,180円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) 6) ひかり劇スポ 3,800円(税込4,180円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)

	<p>< 追 加 ></p>
--	---

	<p>上記料金は、光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。</p> <p>7) ひかりハッピー 4,600円(税込5,060円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>8) ナイスα 1,900円(税込2,090円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>9) レギュラー 3,800円(税込4,180円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>10) 劇スポ 3,800円(税込4,180円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>11) ハッピー 4,600円(税込5,060円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>12) ライト 3,600円(税込3,960円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>13) ナイスBS 2,600円(税込2,860円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p>
--	---

利用料金	<p>⑤新4K放送対応S・T・B月額利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 400円(税込440円)</p> <p>⑥新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 1,300円(税込1,430円) ※光パック1ギガトリプルの場合、1台目はデジタルホームターミナル1台につき400円(税込440円)。 2台目以降はデジタルホームターミナル1台につき1,300円(税込1,430円)</p> <p>⑦新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,400円(税込2,640円)</p> <p>⑩チャンネルガイド購読料 1) 月額基本料金 1冊につき 200円(税込220円) ※光レギュラー、光劇スポ、光ハッピー、光パック1ギガトリプル、光スマートCSパックの場合、 世帯につき1冊目無料(複数契約であっても1冊目のみ無料)</p>
------	---

利用料金	<p>< 削 除 ></p> <p>⑤新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円) < 削 除 ></p> <p>⑥新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,200円)</p> <p>⑩チャンネルガイド購読料 1) 月額基本料金 1冊につき 200円(税込220円) ※レギュラー、ライト、劇スポ、ハッピー、光パック1ギガトリプル、光スマートCSパックの場合、 世帯につき1冊目無料(複数契約であっても1冊目のみ無料)</p>
------	--

(3) 工事費・手続き費等
②変更手続き費

種類	料金額
(略)	

< 追 加 >

(3) 工事費・手続き費等
②変更手続き費

種類	料金額
(略)	

※ お客様の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料(非課税)
新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込1,430円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うち新4K放送対応S・T・B月額利 用料金400円(税込440円)を除く
ケーブルプラスSTB2+HDD	デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込1,430円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うちケーブルプラスSTB2月額利 用料金400円(税込440円)を除く
新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル1台につき 2,400円 (税込2,640円)	2年間(24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うち新4K放送対応S・T・B月額利 用料金400円(税込440円)を除く

4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料(非課税)
新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 < 削 除 >
ケーブルプラスSTB2+HDD	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 < 削 除 >
新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,200円)	2年間(24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 < 削 除 >

料金表(法人契約) 通則	
(1) 加入契約料金及び利用料金	
加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 5,000円(税込5,500円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、 2台目以降の加入契約料金は、無料
利用料金	⑤新4K放送対応S T B月額利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 400円(税込440円) ⑥新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 1,300円(税込1,430円) ⑦新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,400円(税込2,640円)

(4) 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約)			
サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料(非課税)
新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込1,430円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うち新4K放送対応S T B月額利 用料金400円(税込440円)を除く
ケーブルプラスSTB2+HDD	デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込1,430円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うちケーブルプラスSTB2月額利 用料金400円(税込440円)を除く
新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル1台につき 2,400円 (税込2,640円)	2年間(24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うち新4K放送対応S T B月額利 用料金400円(税込440円)を除く
*ご注意			

デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

① 加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。

料金表(法人契約) 通則	
(1) 加入契約料金及び利用料金	
加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 30,000円(税込33,000円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、 2台目以降の加入契約料金は、無料
利用料金	< 削除 > ⑤新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円) ⑥新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,200円)

4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約)			
サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料(非課税)
新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 < 削除 >
ケーブルプラスSTB2+HDD	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込990円)	1年間(12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 < 削除 >
新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,200円)	2年間(24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 < 削除 >
*ご注意			

① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

② 加入契約料金、事務手数料、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。

変更点一覧

三河湾ネットワーク 通信

ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款（スマイル光）（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正																																				
ひまわりネットワーク株式会社インターネット接続サービス契約約款 （スマイル光）（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）	ひまわりネットワーク株式会社インターネット接続サービス契約約款 （スマイル光/ <u>三河湾ひかり/同軸(HFC)サービス</u> ）（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）																																				
第1章 総則 （約款の適用） 第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます）の規定に従いこのインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。	第1章 総則 （約款の適用） 第1条 <u>ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）</u> は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます）の規定に従いこのインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。																																				
（用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	（用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>光通信端末</td> <td>当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>光接続箱</td> <td>引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		用語	用語の意味	14	光通信端末	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備	15	光接続箱	引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点		< 追 加 >			< 追 加 >			< 追 加 >		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>光通信端末</td> <td><u>光サービスにおいて、</u>当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>光接続箱</td> <td><u>光サービスにおいて、</u>引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td><u>同軸通信端末</u></td> <td><u>同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</u></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td><u>保安器</u></td> <td><u>同軸（HFC）サービスにおいて、引込線と通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</u></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td><u>接続機器</u></td> <td><u>IP電話サービスを利用するために必要となるアダプタまたはモデム等の機器</u></td> </tr> </tbody> </table>		用語	用語の意味	14	光通信端末	<u>光サービスにおいて、</u> 当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備	15	光接続箱	<u>光サービスにおいて、</u> 引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点	16	<u>同軸通信端末</u>	<u>同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</u>	18	<u>保安器</u>	<u>同軸（HFC）サービスにおいて、引込線と通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</u>	26	<u>接続機器</u>	<u>IP電話サービスを利用するために必要となるアダプタまたはモデム等の機器</u>
	用語	用語の意味																																			
14	光通信端末	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備																																			
15	光接続箱	引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点																																			
	< 追 加 >																																				
	< 追 加 >																																				
	< 追 加 >																																				
	用語	用語の意味																																			
14	光通信端末	<u>光サービスにおいて、</u> 当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備																																			
15	光接続箱	<u>光サービスにおいて、</u> 引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点																																			
16	<u>同軸通信端末</u>	<u>同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</u>																																			
18	<u>保安器</u>	<u>同軸（HFC）サービスにおいて、引込線と通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</u>																																			
26	<u>接続機器</u>	<u>IP電話サービスを利用するために必要となるアダプタまたはモデム等の機器</u>																																			
第2章 加入契約 （ <u>契約者</u> の単位） 第6条 契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。	第2章 加入契約 （ <u>加入者</u> の単位） 第6条 <u>加入</u> 契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。																																				
（加入申込の承諾） 第8条 < 追 加 >	（加入申込の承諾） 第8条 3 <u>料金表に定めるマンション接続サービスの申込みをすることができる者は、対応集合住宅の入居者に限ります。</u>																																				
（最低利用期間） 第9条 2 インターネット接続サービスにおける <u>前項</u> の最低利用期間は各サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間とします。 3 前項の最低利用期間内に解除の申し出があった場合は、 <u>前項</u> の最低利用期間を経過したときに解除されるものとします（解除の申し出があったときから <u>前項</u> の最低利用期間が経過するまでの間、当社は利用停止の措置をとることができます）。この場合、契約者は当社に対し、当社の定める期日までに、 <u>前項</u> の最低利用期間に対応する料金（付加機能使用料を除きます。）を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。 (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合 < 追 加 >	（最低利用期間） 第9条 2 インターネット接続サービスにおける最低利用期間は各サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間とします。 3 最低利用期間内に解除の申し出があった場合は、最低利用期間を経過したときに解除されるものとします（解除の申し出があったときから最低利用期間が経過するまでの間、当社は利用停止の措置をとることができます）。この場合、契約者は当社に対し、当社の定める期日までに、最低利用期間に対応する料金（付加機能使用料を除きます。）を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。 (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合 (ア) <u>同軸（HFC）サービスのマンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年とします。最低利用期間内に契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、変更又は解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,310円を乗じた額とします。</u>																																				

<p style="text-align: center;">＜ 追 加 ＞</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">利用期間（満3年）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>(2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合 <u>スマイル光パック1ギガトリプル、スマイル光パック500メガトリプル、光スマートCSパック、光スマートパックにおける、第1項の最低利用期間は、各光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解約若しくは解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。</u></p>	利用期間（満3年）		（略）		<p style="text-align: center; color: red;">解除料</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">利用期間（満3年）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>(2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合 <u>最低利用期間及び解除料は、料金表に定めるところによります。</u>最低利用期間内に、<u>契約の変更又は解除</u>があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。</p>	利用期間（満3年）		（略）	
利用期間（満3年）									
（略）									
利用期間（満3年）									
（略）									
<p>(加入契約事項の変更) 第10条 当社は、<u>契約者</u>から請求があったときは、第7条（加入申込の方法）に規定する加入契約の内容の変更を行います。</p>	<p>(加入契約事項の変更) 第10条 当社は、<u>加入者</u>から請求があったときは、第7条（加入申込の方法）に規定する加入契約の内容の変更を行います。</p>								
<p>(加入申込書等記載事項の変更) 第15条 契約者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更等、第7条で通知した内容に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。</p>	<p>(加入申込書等記載事項の変更) 第15条 <u>契約者は通知した内容に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。</u></p>								
<p>(解約) 第16条 契約者は、加入契約を解除しようとした場合、あらかじめそのことを書面により通知していただきます。この場合において、解除の効力は、通知があった日から30日を経過する日、又は契約者がこの通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じます。</p> <p>2 前項による<u>契約解除</u>の場合、当社は、当社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p>	<p>(解約) 第16条 契約者は、加入契約を解除しようとした場合、あらかじめそのことを書面により通知していただきます。この場合において、解除の効力は、通知があった日から30日を経過する日、又は契約者がこの通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じます。<u>契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に当社に届け出るものとします。</u></p> <p>2 前項による解除の場合、当社は、当社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p>								
<p>第3章 インターネット接続サービスの内容・付加機能 (付加機能の提供) 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。<u>＜ 追 加 ＞</u></p>	<p>第3章 インターネット接続サービスの内容・付加機能 (付加機能の提供) 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。<u>但し、Mailホスティングサービスの利用はWebホスティングサービスの利用がある場合に限りです。また、スタープランではLAN接続サービスおよびWebホスティングサービスの利用はできません。</u></p>								
<p>第4章 光通信端末の接続等 (光通信端末の提供等) 第23条 当社は、原則として、契約者が指定する場所において契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備と当社光通信端末を接続します。</p> <p>2 当社及び契約者の区分は次の通りです。</p> <p>(2) 光通信端末を除き、光接続箱以降の施設は契約者の施設とします。また、契約者は設置の際の使用機器、工法等について、当社の指示に従っていただきます。</p> <p>(3) 集合共同引込の建物契約の場合は、光通信端末を除き、契約者施設の室内にある接続端子以降を契約者の施設とします。なお、接続端子以前の施設については、建物基本契約によります。</p> <p>3 契約者は、光通信端末の交換は請求できません。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。</p>	<p>第4章 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の接続等 (光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の提供等) 第23条 当社は、原則として、契約者が指定する場所において契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備と当社光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を接続します。</p> <p>2 当社及び契約者の区分は次の通りです。</p> <p>(2) 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を除き、光接続箱若しくは保安器以降の施設は契約者の施設とします。また、契約者は設置の際の使用機器、工法等について、当社の指示に従っていただきます。</p> <p>(3) 集合共同引込の建物契約の場合は、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を除き、契約者施設の室内にある接続端子以降を契約者の施設とします。なお、接続端子以前の施設については、建物基本契約によります。</p> <p>3 契約者は、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の交換は請求できません。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。</p>								
<p>(光通信端末の設置場所) 第24条 (略)</p>	<p>(光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の設置場所) 第24条 (略)</p>								
<p>(光通信端末に故障が生じた場合の措置) 第25条</p> <p>(1) 当社の承諾がある場合を除き、光通信端末の停止、移動、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。</p> <p>(2) 光通信端末を善良な管理者の注意をもって管理すること。</p> <p>2 前項の規定に違反して光通信端末を亡失し、又は毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、当該装置の回復、又は修理に係る費用を負担していただきます。この場合において、当該修理は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。</p> <p>3 契約者は、光通信端末に故障が生じたときは、直ちにそのことを当社に通知していただきます。</p>	<p>(光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に故障が生じた場合の措置) 第25条</p> <p>(1) 当社の承諾がある場合を除き、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の停止、移動、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。</p> <p>(2) 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を善良な管理者の注意をもって管理すること。</p> <p>2 前項の規定に違反して光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を亡失し、又は毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、当該装置の回復、又は修理に係る費用を負担していただきます。この場合において、当該修理は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。</p> <p>3 契約者は、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に故障が生じたときは、直ちにそのことを当社に通知していただきます。</p>								

<p>6 第4項の調査の結果、光通信端末に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、調査に関して要した費用を支払っていただきます。</p>	<p>6 第4項の調査の結果、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、調査に関して要した費用を支払っていただきます。</p>
<p>(光通信端末の移転) 第26条 契約者は、別表1の技術基準等に適合し、移転先が同一敷地内又は同一建物内の場合に限り、当社電気通信設備、光通信端末の移転を請求することができます。 3 光通信端末の移転の費用については、契約者の負担となります。</p>	<p>(光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の移転) 第26条 契約者は、別表1の技術基準等に適合し、移転先が同一敷地内又は同一建物内の場合に限り、当社電気通信設備、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の移転を請求することができます。 3 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の移転の費用については、契約者の負担となります。</p>
<p>第6章 利用休止・中断及び利用停止 (インターネット接続サービスの停止) 第31条 (2) <u>第48条</u> (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用の停止するときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を契約者に通知します。但し、契約者が<u>第48条1項</u>の禁止行為を行った場合、又は当社が該当すると判断した場合は、契約者に通知せずに利用停止、又は情報の削除等の措置をとる場合があります。</p>	<p>第4章 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の接続等 (インターネット接続サービスの停止) 第31条 (2) <u>第49条</u> (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用の停止するときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を契約者に通知します。但し、契約者が<u>第49条1項</u>の禁止行為を行った場合、又は当社が該当すると判断した場合は、契約者に通知せずに利用停止、又は情報の削除等の措置をとる場合があります。</p>
<p>第7章 料金等 (料金及び工事に関する費用) 第32条 2 (略) <u>< 追 加 ></u> <u>< 追 加 ></u> 3 (略)</p>	<p>第7章 料金等 (料金及び工事に関する費用) 第32条 2 (略) <u>3 当社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。</u> <u>4 加入者は、前3項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。</u> 5 (略)</p>
<p><u>< 新 設 ></u></p>	<p><u>(利用料金の計算)</u> <u>第33条 基本利用料金は、インターネット接続サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。</u> <u>2 前1項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算によりお支払いいただきます。</u> <u>3 付加機能サービス利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。</u></p>
<p>(工事費の支払い) 第34条 契約者は、引込端子以降のすべての設備（光通信端末は除く）の設置に要する工事費を支払っていただきます。</p>	<p>(工事費の支払い) 第35条 契約者は、引込端子以降のすべての設備（光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>は除く）の設置に要する工事費を支払っていただきます。</p>
<p>(料金等の支払い) 第35条 契約者は、別表に定める料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所、金融機関において支払っていただきます。 <u>< 追 加 ></u> <u>< 追 加 ></u></p>	<p>(料金等の支払い) 第36条 契約者は、<u>料金表に規程する</u>料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所、金融機関において支払っていただきます。 <u>4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免（減額または免除）することがあります。災害が発生した場合においても同様</u> <u>5 当社は、料金等を減免（減額または免除）したときは、その旨を、関係のインターネット接続取扱所に掲示する等の方法により周知するものとします。</u></p>
<p>第9章 保守 (契約者の切分責任) 第44条 4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限りでない。</p>	<p>第9章 保守 (契約者の切分責任) 第45条 4 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものと<u>し</u>、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。但し、債務者が自己に帰責事由のないことを証明した場合はこの限り<u>ではありませ</u> <u>ん。</u></p>

<p>第10章 雑則 (契約者からの電気の提供等) 第51条 当社が契約に基づき設置する光通信端末に必要な電気は、契約者から提供していただきます。また当社が契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は契約者に提供していただきます。</p>	<p>第10章 雑則 (契約者からの電気の提供等) 第52条 当社が契約に基づき設置する光通信端末若しくは同軸通信端末に必要な電気は、契約者から提供していただきます。また当社が契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は契約者に提供していただきます。</p>																														
<p>(不正利用の禁止) 第55条 当社は、契約者が第7条で通知した以外の場所で光通信端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。</p>	<p>(不正利用の禁止) 第56条 当社は、契約者が第7条で通知した以外の場所で光通信端末若しくは同軸通信端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。</p>																														
<p>(書面解除) 第57条 6 会社が書面解除制度について、契約者に対して事実と異なることを告げたことにより、契約者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。</p>	<p>(書面解除) 第58条 6 <u>三河湾ネットワーク株式会社</u>が書面解除制度について、契約者に対して事実と異なることを告げたことにより、契約者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。</p>																														
<p>(サイバー攻撃への対処) 第60条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします)に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の42 2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>	<p>(サイバー攻撃への対処) 第61条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>																														
<p>附則 (実施期日)</p>	<p>附則 (実施期日) <u>20 この約款は、2024年12月1日より実施いたします。</u></p>																														
<p>料金表 利用料金 1 インターネット接続サービス 1-2 利用料 < 追加 ></p> <table border="1" data-bbox="320 1207 1400 1291"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>単位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p> < 追加 ></p>	サービス名	単位	料金額 (月額)	(略)	(略)	(略)	<p>料金表 利用料金 1 インターネット接続サービス 1-2 利用料 【スマイル光】</p> <table border="1" data-bbox="1656 1207 2644 1291"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>単位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p> 【三河湾ひかり】</p> <table border="1" data-bbox="1656 1360 2644 1913"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>単位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>スタート (10Mbps)</u></td> <td><u>1契約者回線ごとに</u></td> <td><u>3,119円 (税込 3,430円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u></td> </tr> <tr> <td><u>ステップアップ (33Mbps)</u></td> <td><u>1契約者回線ごとに</u></td> <td><u>4,262円 (税込 4,688円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u></td> </tr> <tr> <td><u>ひかりスタンダード (300Mbps)</u></td> <td><u>1契約者回線ごとに</u></td> <td><u>4,739円 (税込 5,212円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 6個</u></td> </tr> <tr> <td><u>ひかりプレミアム (1G相当)</u></td> <td><u>1契約者回線ごとに</u></td> <td><u>5,500円 (税込 6,050円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 11個</u></td> </tr> <tr> <td><u>サービス休止時の設備維持管理費</u></td> <td><u>契約者ごとに</u></td> <td><u>400円 (税込 440円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	単位	料金額 (月額)	(略)	(略)	(略)	サービス名	単位	料金額 (月額)	<u>スタート (10Mbps)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>3,119円 (税込 3,430円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u>	<u>ステップアップ (33Mbps)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>4,262円 (税込 4,688円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u>	<u>ひかりスタンダード (300Mbps)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>4,739円 (税込 5,212円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 6個</u>	<u>ひかりプレミアム (1G相当)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>5,500円 (税込 6,050円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 11個</u>	<u>サービス休止時の設備維持管理費</u>	<u>契約者ごとに</u>	<u>400円 (税込 440円)</u>
サービス名	単位	料金額 (月額)																													
(略)	(略)	(略)																													
サービス名	単位	料金額 (月額)																													
(略)	(略)	(略)																													
サービス名	単位	料金額 (月額)																													
<u>スタート (10Mbps)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>3,119円 (税込 3,430円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u>																													
<u>ステップアップ (33Mbps)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>4,262円 (税込 4,688円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u>																													
<u>ひかりスタンダード (300Mbps)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>4,739円 (税込 5,212円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 6個</u>																													
<u>ひかりプレミアム (1G相当)</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>5,500円 (税込 6,050円)</u> <u>(光通信端末レンタル料を含みます。)</u> <u>メールアドレス標準提供数 11個</u>																													
<u>サービス休止時の設備維持管理費</u>	<u>契約者ごとに</u>	<u>400円 (税込 440円)</u>																													

< 追 加 >

【同軸 (HFC)】

サービス名	単位	料金額 (月額)
スタートプラン(10Mbps)	1契約者回線 ごとに	3,119円 (税込 3,430円) (同軸通信端末レンタル料を含みます。) メールアドレス標準提供数 1個
ステップアッププラン (33Mbps)	1契約者回線 ごとに	4,262円 (税込 4,688円) (同軸通信端末レンタル料を含みます。) メールアドレス標準提供数 1個
スタンダードプラン (110Mbps)	1契約者回線 ごとに	4,739円 (税込 5,212円) (同軸通信端末レンタル料を含みます。) メールアドレス標準提供数 6個
プレミアムプラン(200Mbps)	1契約者回線 ごとに	5,500円 (税込 6,050円) (同軸通信端末レンタル料を含みます。) メールアドレス標準提供数 11個
マンションタイプ 110Mbps コース	1契約者回線 ごとに	3,429円 (税込3,771円) (同軸通信端末レンタル料を含みます。) メールアドレス標準提供数6個
マンションタイプ 200Mbps コース	1契約者回線 ごとに	4,572円 (税込5,029円) (同軸通信端末レンタル料を含みます。) メールアドレス標準提供数11個
サービス休止時の 設備維持管理費	契約者ごとに	400円(税込 440円)

2 付加機能サービス
2-1 適用

< 追 加 >

2-2 利用料

2 付加機能サービス
2-1 適用

区分	内容
Webホスティングサービス (新規受付終了)	契約者があらかじめ取得した仮想ドメイン名 (あらかじめ契約者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。)により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。
Mailホスティングサービス (新規受付終了)	契約者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ契約者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。)に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。

2-2 利用料

< 追 加 >

メッシュWi-Fiサービス ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受 付	1の契約毎に (機器 (Pod) は標準2台セッ ト)	900円 (税込 990円)
メッシュWi-Fiサービス機 器 (Pod) 追加 ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受 付	1の機器毎に	500円 (税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要で す。

4 解除料 (2022年7月1日以降に締結した契約)

< 追 加 >

種類	単位	料金額 (月額)
<u>Web</u> ホスティングサー ビス料金	100MBまで	35,000円 (税込 38,500円)
	100MBを超え 100MB毎に	10,000円 (税込 11,000円)
<u>Ma i l</u> ホスティング サービス料金	20のメールアカ ウントまで	10,000円 (税込 11,000円)
	20のメールアカ ウントを超え 20のメールアカ ウント毎に	6,000円 (税込 6,600円)
メッシュWi-Fiサービス ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受付 を終了しました。	1の契約毎に (機器 (Pod) は 標準2台セット)	900円 (税込 990円)
メッシュWi-Fiサービス機器 (Pod) 追加 ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受付 を終了しました。	1の機器毎に	500円 (税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要で す。

4 解除料 (2022年7月1日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
マンション接続サービス 110Mbps (HFC)	3,429円 (税込 3,771円)	1年間 (12ヶ月)	3,000円
マンション接続サービス 200Mbps (HFC)	4,572円 (税込 5,029円)	1年間 (12ヶ月)	

5 貸与機器価格相当分

< 追 加 >

5 貸与機器価格相当分

貸与機器	損害賠償金
同軸通信端末	25,000円 (税込 27,500円)

変更点一覧

三河湾ネットワーク

ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2サービス利用規約（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務規約）

現行	改正												
附則（実施期日）	附則（実施期日） <u>本規約は、2024年12月1日より実施いたします。</u>												
別表 すべての金額は消費税込みの価格です。 <table border="1" data-bbox="350 499 1412 722"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額利用料</td> <td>テレビ利用料に含む</td> <td>ケーブルプラスSTB 1台につき</td> </tr> <tr> <td>新4K放送対応STB月額利用料</td> <td>440円</td> <td>ケーブルプラスSTB -2 1台につき</td> </tr> <tr> <td>新4K放送対応楽録月額利用料</td> <td>1,430円</td> <td>ケーブルプラスSTB -2+HDD 1台につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 光レギュラー、光劇スポ、光ハッピー、光パック1ギガトリプルのケーブルプラスSTB -2+HDDの場合、1台目は月額利用440円。2台目以降はケーブルプラスSTB -2+HDD 1台につき月額利用料1,430円。</p> <p>※2. デジタルホームターミナル2台目以降の月額利用料は、上記料金に550円加算されます。</p>	項目	金額	備考	月額利用料	テレビ利用料に含む	ケーブルプラスSTB 1台につき	新4K放送対応STB月額利用料	440円	ケーブルプラスSTB -2 1台につき	新4K放送対応楽録月額利用料	1,430円	ケーブルプラスSTB -2+HDD 1台につき	別表 <u>削除（※放送サービス約款に利用料記載済）</u>
項目	金額	備考											
月額利用料	テレビ利用料に含む	ケーブルプラスSTB 1台につき											
新4K放送対応STB月額利用料	440円	ケーブルプラスSTB -2 1台につき											
新4K放送対応楽録月額利用料	1,430円	ケーブルプラスSTB -2+HDD 1台につき											